

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令
秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

13	作業主任手当	法に定める作業主任等に選任された職員	月額 1,500円
備考	1 この表において、「夜間」とは午後10時から翌日の午前5時までの間をいい、「夜間作業」とはその間の作業をいう。 2 この表において「冬季」とは、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいう。 3 月額支給の手当については、その月に勤務しない日数が勤務を要する日数の半分を超えるときは、その半額を減額し、全く勤務しないときは支給しない。		

を

13	作業主任手当	法に定める作業主任等に選任された職員	月額 1,500円
14	災害時緊急	1 災害、事故等の復旧支援	日額 500円

	派遣手当	のため本市の区域以外の区域（危険区域を除く。）に派遣されたとき	
		2 災害、事故等の復旧支援のため危険区域に派遣されたとき	日額 1,000円
15	防疫等業務手当	庁舎等で感染症が発生した際に行う消毒作業に従事したとき	日額 290円
備考	<p>1 この表において、「夜間」とは午後10時から翌日の午前5時までの間をいい、「夜間作業」とはその間の作業をいう。</p> <p>2 この表において「冬季」とは、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいう。</p> <p>3 この表において「危険区域」とは、法令に基づき避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域をいう。</p> <p>4 月額支給の手当については、その月に勤務しない日数が勤務を要する日数の半分以上を越えるときは、その半額を減額し、全く勤務しないときは支給しない。</p> <p>5 災害時緊急派遣手当については、危険区域に該当することとなった時より前に当該区域に派遣され、既に1の日額500円で算定した手当（以下「既払手当」という。）が支給された職員で、2の日額1,000円で算定した手当（以下「未払手当」という。）を支給することが相当であると認められるものに対しては、未払手当の額から既払手当の額を控除した額を追加で支給する。</p>		

に

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。